

(様式第 13 号)

番 号
年 月 日

〇〇地域協議会
会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇の森保全の会
代表 〇〇 〇〇 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 4（1）に基づき、下記のとおり森林・山村多面的機能発揮対策交付金の採択を申請する。

記

1. 活動組織名

〇〇の森保全の会 活動組織の名称を記載

2. 協定の対象となる森林の位置

対象森林の地番を記載する。なお、対象森林は「山村多面的機能発揮対策実施要領」第 2 の 1 の森林を対象とするが、当該森林が当該事業実施に対して規制がない森林であることを確認する。

〇〇県〇〇市の「5 林班い準林班、ろ準林班 1、2、3 小班、は準林班 1、2 小班、に準林班 3、4 小班」

3. 担当者名・電話番号（連絡がとれる担当者及び電話番号を記載）

〇〇太郎・090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

4. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金総額
活動推進費	15 万円	初年度のみ	150,000 円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	16 万円/ha	3ha	480,000 円
地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	38 万円/ha	0.5ha	190,000 円
森林資源利用タイプ	16 万円/ha	0.5ha	80,000 円
森林機能強化タイプ	1 千円/m	100m	100,000 円
教育・研修活動タイプ	5 万円/回	1 回	50,000 円

小 計			1,050,000 円
資機材・施設の整備	1/2 以内	1,500,000 円	750,000 円
計			1,800,000 円
間伐等(除伐、枝打ちを含む。)の 実施面積 人工林だけでなく天然林や竹林について も入れること		3 ha	
当該年度に長期にわたり手入れを していなかったと考えられる森林を 整備する面積 施業履歴等を確認する必要はなく、 荒廃している等の場所であれば面積を 記入すること。このとき、面積はおおよそ その面積で記載し測量等を行う必要はない。		2 ha	

(注1) 面積は0.1ha単位で記入。教育・研修活動タイプの上限は12回。

(注2) 当該年度に長期にわたり手入れをしなかったと考えられる森林を整備する面積は、活動期間内の前年度までに該当する森林の整備を実施した場合は、その森林の面積を除外し、当該年度に新たに森林の整備を実施する面積を記載すること。

資機材・施設の整備の森林面積等の欄については、購入予定額を記載

5. 事業費 (活動推進費+各タイプ計+資機材・施設の整備 (購入額))

150,000+480,000+190,000+80,000+100,000+50,000+1,500,000=2,550,000 円

6. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動推進費	←→											
	対象森林の調査、打合せ											
2. 実践活動												
A-1 地域環境保全タイプ (里山林保全)							←→ 雑草木の刈払い					
							←→ 雑草木の集積・処理					
										←→		
A-2 地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備)							作業委託 (雑草木の刈払い・処理)					
										←→		
										←→ 侵入竹の除去・処理		
B 森林資源利用タイプ	←→											
	間伐・炭焼き体験実施 (教育・研修活動タイプと組み合わせ)											
C 森林機能強化タイプ								←→ 作業道の作設・補修				
D 教育・研修活動タイプ	←→											
	間伐・炭焼き体験 (資料作成・標識整備)・実施											
3. 資機材・施設の整備	←→											
	炭焼小屋購入 (100万)											
	←→											
	薪割り機 (50万)											

7. 教育・研修活動タイプの講師等 (森林環境教育を実施する場合)

講師等の氏名	取得資格等
〇〇 花子	森林インストラクター (資格)
〇〇 太郎	15年間〇〇森林組合に勤務した経験がある。また、10年間に渡り市が主催する森林環境教育の講座で講義している

(注) 取得資格等を有していない者を講師等とする場合、経歴等知識経験が判断できる事項を記載すること。

< 施行注意 >

活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものとする。

(様式第 12 号)

活 動 計 画 書

< 記載事例 >

平成〇年〇月〇日策定

〇〇の森保全の会

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

1. 組織名 活動組織の名称を記載

〇〇の森保全の会

2. 所在地 活動組織の所在地を記載

〇〇県〇〇市〇〇1-2-1

3. 地区の概要、取組の背景等 対象地区の概要、取組に至る背景等を記載

〇〇市〇〇地区は・・・により、集落で先祖代々守り続けている〇〇の森が荒廃してきた。このため、地域住民（〇人）とNPO法人〇が「〇〇の森保全の会」を設立し、〇〇の森を整備し、間伐体験や炭焼き体験を開催し、地域住民と都市住民の絆の森とし、地域の活性化を進める。

4. 取組概要

〇地区にある〇を中心とした広葉樹林について〇〇の森保全の会メンバーによる雑草木の刈払い、集積、処理場までの運搬を実施。整備後に〇を植林、遊歩道の整備（一部急峻フィールドについては作業委託を実施。0.5ha）。また、一部のフィールドにおける孟宗竹の除去を実施し、チップパーによる処理後遊歩道へ敷設する。対象林地内に炭焼き小屋を整備し、フィールド内の0.5haから炭及び薪ストーブ用の原木の間伐を行い（教育・研修活動タイプと組み合わせて環境教育、間伐体験を実施）、地域内外の住民への炭焼き体験も実施する。

5. 構成員の概要 活動組織がどのような構成員からなっているかを記載

※構成員の居住地（どのような地域から参加しているか）、職種、経歴、所属団体等、構成員の多様性がわかるように記載すること。

〇〇の森保全の会は、主に〇〇市〇〇地区の住民が集まった組織であり、構成員40名のうち35名が同地区の住民である。その他の構成員は〇〇市内他地区が4名、県外1名となっている。本活動組織は地域の住民を核に作られた組織であるため職種は林業、自営業、事務等様々である。所属団体については、森林関係のNPOに所属している者が10名、環境保全に関する市民団体8名などからなる。

6. 地元の自治体、自治会、集落等のニーズに対応するなど地域の活性化への寄与

地元自治会で〇〇の森の荒廃が問題視されており、自治会の中から有志で〇〇の森保全の会を立ち上げて森林整備を行う。〇〇の森は市有林であり、財政状況が厳しい中で、市でも十分な管理が行えていない場所である。このことから、市の方からも協定を結び、地域住民で管理をして貰えるのであればありがたいとの声をいただいている。

7. 年度別スケジュール

取組概要	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	
1. 活動推進費	林況調査及び活動についての詳細な打合せ					
2. 実践活動						
A-1 地域環境保全タイプ (里山林保全)	雑草木の刈払い、集積、処理	3 ha	雑草木の刈払い等保全管理	3 ha	雑草木の刈払い等保全管理	3 ha
A-2 地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備)	侵入竹の除去、チップ処理	0.5 ha	侵入竹の除去、チップ処理	1.0 ha	侵入竹の除去、チップ処理	1.5 ha
B 森林資源利用タイプ	炭焼き・薪原木の伐採（空間利用と組み合わせ）	0.5 ha	炭焼き・薪原木の伐採（空間利用と組み合わせ）	1.5 ha	炭焼き・薪原木の伐採（空間利用と組み合わせ）	1.5 ha
C 森林機能強化タイプ	作業道の作設・補修	100 m		m		m
		ha	森林資源利用タイプの活動	1 ha	森林資源利用タイプの活動	1 ha
D 教育・研修活動タイプ	環境教育及び炭焼き・薪原木の伐採体験	1回	環境教育及び炭焼き・薪原木の伐採体験	5回	環境教育及び炭焼き・薪原木の伐採体験	5回
2-1. 間伐等（除伐・枝打ちを含む）実施面積 人工林だけでなく天然林や竹林についても入れること		3 ha		4 ha		4 ha
2-2. 活動を始める時点で長期にわたり手入れをされていないと考えられる森林を整備する面積 施業履歴等を確認する必要はなく、荒廃している等の場所であれば面積を記入すること。このとき、面積はおおよそその面積で記載し測量等を行う必要はない。		2 ha		1 ha		0 ha
3. 資機材・施設の整備	炭焼き小屋整備 薪割り機1台		薪ストーブ1台設置			

※1 延長には森林調査・見回りを除く。

※2 2のCの森林機能強化タイプの森林面積については、スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプにより森林整備を実施する面積を記載する。

※3 2-2については、2年目以降はその前年度までの活動により該当する森林の整備を実施している場合はその森林の面積を除外し、その年度に新たに該当する森林の整備を実施する面積を記載する。

8. 森林施業技術の向上の取組及び安全対策（技術講習、安全装備、傷害保険加入等）

森林整備を実施する上での森林施業技術の向上の取組及び林地内での活動に関する安全確保の取組を記載

講師を招き、対象森林内において間伐方法や伐採木の搬出方法等の森林施業技術に関する研修を実施する。また、刈払い機、チェーンソー等動力機械の使用に関しては、初めて扱う者には事前講習を実施する。作業開始前には、機器の安全点検を行い、作業中においては、一定の距離以内には近づかないよう注意を怠らない。さらに、林地内での作業やイベントを実施する場合には、稼働場所の安全確認等を行い事故の未然防止に努めるとともに、活動者等に対して傷害保険の加入など、安全性の確保を図る。

9. 4年目以降の活動（森林管理）計画4年目以降の取組の方向性について記載

4年目以降も〇〇の森の保全管理を継続して実施。また、近隣の都市住民からも幅広く維持活動に協力していただける活動を継続し、地域の里山を維持・発展させる予定。

10. 計画図（協定の対象としている区域の図面）

取組の実施箇所の森林計画図を添付すること。森林計画図がない場合は、対象森林の面積が分かる縮尺5,000分の1以上の図面を添付すること。添付した図面に、計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画及び森林施業計画の策定の有無を図示すること。また、森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止柵を図示すること。

取組の実施箇所の森林簿及び森林計画図を添付（縮尺5,000分の1以上の図面も用いて、タイプ別活動エリアが明記されているもの）。森林簿、森林計画図がない場合は、対象区域がわかる図面を使う。

11. その他

活動計画における取組についての委託

- ・委託機関名
〇〇森林組合
- ・連絡先（電話番号等）
〇〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇
- ・委託時期
27年2月
- ・委託内容（委託する区域の林小班、委託業務の内容（面積、作業の内容）等）
急峻な〇小班の刈払い及び処理作業
- ・委託金額
150,000万円

※ 活動を作業委託する場合は、活動組織としての活動を活動計画の中で必ず明記すること。活動全てを委託することはできない。

(様式第 11 号)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書 (例)

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領 (平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知) に基づき、〇〇活動組織と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第 1 条 この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動 (以下「活動」という。) が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

(協定期間)

第 2 条 地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日から平成〇年〇月〇日までとする。

(協定の対象となる森林)

第 3 条 協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇 住所を具体的に記載

面積 〇〇.〇ha 面積を記載

計画図 別紙のとおりとする。

(活動計画)

第 4 条 活動組織が行う活動は、別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の 7 に定めるとおりとする。

(その他)

第 5 条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇活動組織

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

代表 〇〇 〇〇 印

住所 ○○県○○町○○○○ ○○-○
○○ ○○ 印

住所 ○○県○○町○○○○ ○○-○
○○ ○○ 印

住所 ○○県○○町○○○○ ○○-○
○○ ○○ 印

複数の森林所有者と協定を結ぶ場合、森林所有者それぞれと個別に協定を結んでもよい。

(様式第9号)

番 号
平成〇年〇月〇日

〇〇地域協議会長 殿

〇〇の森保全の会 会長 氏名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択決定前着手届

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の別紙3の第5の7の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費： 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2. 活動組織名： 〇〇の森保全の会
3. 着手予定年月日： 平成〇年〇月〇日
4. 採択決定前の着手を必要とする理由：教育・研修活動タイプの活動に多くの人に参加できるように気候の安定している〇月中に実施する。この準備等に〇月〇日から取りかかる必要があるため、採択決定前の着手が必要である。

※着手予定年月日は、地域協議会が活動組織の採択申請書を審査し、採択する団体を決定した日以降とする。

(別記条件)

1. 採択決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合はこれらの損失は採択決定前着手届けを提出した活動組織が負担すること。
2. 採択決定を受けた交付金額が採択申請額又は採択申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から採択決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。